

利根川下流流域治水協議会 規約改正案 概要

1. 対象河川の拡大

流域治水を推進するため、流域治水協議会（及び流域治水プロジェクト）の対象河川の範囲を、利根川下流河川事務所管理区間に加え、流域内の一級河川（指定区間）を追加する。

【関係条文等】 第3条（変更）、第5条第1号（変更）

2. 協議会構成員の追加

1に伴い、一級河川（指定区間）の流域にかかる関係機関を協議会構成員として追加する。

【関係条文等】 第4条（変更）、別表1（変更）

3. 協議会体制の見直し

2の協議会構成員の増加に伴い、協議会全体の運営の効率化を図るため、幹事会及び部会の設置による検討の効率化を図る。

【関係条文等】

幹事会関係 : 第11条（新設）、第12条（新設）、別表2（新設）

部会関係 : 第13条（新設）

オブザーバー関係 : 第9条第3項（追加）

4. その他

(1)行政機関の組織の変更にかかる規約変更の手続きを簡素化するため、組織変更があった場合の自動的な規約改正条項を設置

【関係条文等】 第14条（新設）

(2)その他の変更

今回の規約改正にあわせて、1～3及び4(1)以外の技術的事項の修正を実施。

【修正条文】 第2条、第6条、第8条、第15条（現行第11条）